

| 年 度           | 令和4年度   | 文書番号  | 教職人 第2072号          |
|---------------|---|-------|---------------------|
| 受 領 日         |   | 起 案 者 | 教職員人事課              |
| 起 案 日         | 令和 4 年 7 月 15 日   |       | 教職員人事 / 教員力向上支援グループ |
| 決 裁 日         | 令和 4 年 7 月 19 日   |       | 管理主事 小林 弘典          |
| 施 行 日         | 令和 4 年 7 月 19 日   |       | ( 電話番号 : 3450 )     |
| 処理期限          | 令和 年 月 日  | 公 印   | 公印要                 |
| 分類記号          | S-05-00   | 校 合 者 | 和田 匠子               |
| 簿冊番号          | 160-1   | 保存期間  | 3 年                 |
| 簿冊名           | 情報公開請求・個人情報開示請求関係   |       |                     |
| 公 開 用<br>簿冊件名 | 情報公開請求・個人情報開示請求関係   |       |                     |
| 保存満了日         | 令和 8 年 3 月 31 日   |       |                     |
| 文書題名          | 行政文書公開請求に係る非公開決定通知について  |       |                     |
| 公 開 用<br>文書題名 | 行政文書公開請求に係る非公開決定通知について  |       |                     |
| 決 裁 関 与 者     | 金森 充宏 [ 教職員人事課 ] [ 課長 ]<br>坂下 秀一郎 [ 教職員人事 / 教員力向上支援グループ ] [ 参事 ]  |       |                     |
| 関 係 者         | 岡田 浩彰 [ 教総務 / 広報・議事グループ ] [ 主査 ]<br>徳永 健治 [ 教職員人事 / 府立学校人事グループ ] [ 課長補佐 ]<br>塩山 清隆 [ 教職員人事課 ] [ 参事 ]<br>中谷 竜也 [ 教職員人事課 ] [ 参事 ]<br>和田 匠子 [ 教職員人事 / 教員力向上支援グループ ] [ 管理主事 ]<br>小川 裕子 [ 教職員人事 / 教員力向上支援グループ ] [ 管理主事 ]<br>栗本 要人 [ 教職員人事 / 教員力向上支援グループ ] [ 管理主事 ] |       |                     |

|                         |   |       |    |                         |    |
|-------------------------|---|-------|----|-------------------------|----|
| 問い合わせ文                  | <p>大阪府情報公開条例第6条の規定による行政文書の公開請求が、別添請求書のとおりありました。公開の可否を検討しましたところ、同条例第13条第2項の規定により公開請求拒否決定が適当であると考えられますので、別添（案）により、決定通知を請求人あて通知してよろしいか。</p>  |       |    |                         |    |
| 添付文書情報                  | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 1109 165 1163">添付文書名</td><td data-bbox="165 1109 1513 1163">種別</td></tr> <tr> <td data-bbox="165 1163 165 1686">【清書】非公開決定通知書（第411号）.doc</td><td data-bbox="165 1163 1513 1686">電子</td></tr> </table> | 添付文書名 | 種別 | 【清書】非公開決定通知書（第411号）.doc | 電子 |
| 添付文書名                   | 種別  |       |    |                         |    |
| 【清書】非公開決定通知書（第411号）.doc | 電子  |       |    |                         |    |
| 施行先                     | 行政文書公開請求者   |       |    |                         |    |
| 施行方法                    | 郵送  |       |    |                         |    |
| 備考                      |   |       |    |                         |    |

## 様式第4号（第3条関係）

## 非公開決定通知書

教職人第2072号  
令和4年7月19日

様

大阪府教育委員会印

令和4年7月5日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等 | <p>1. 令和4年6月28日に「大阪府立高校の世界史教諭、[REDACTED]さん([REDACTED])が長時間労働で適応障害を発症したとして、学校を運営する大阪府に慰謝料など約230万円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁は28日、適切な勤務管理を怠った結果、適応障害を発症したことを認め、府に請求通り全額の支払いを命じた。」と報道された事案について、大阪府が大阪地方裁判所から取得した判決文</p> <p>2. 原告：[REDACTED]、被告：大阪府である裁判に関する判決文</p> <p>3. 大阪地裁平成30年[REDACTED]事件に関する判決文</p>   |
| 公開しないことと決定した行政文書の名称     | <p>1. 令和4年6月28日に「大阪府立高校の世界史教諭、[REDACTED]さん([REDACTED])が長時間労働で適応障害を発症したとして、学校を運営する大阪府に慰謝料など約230万円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁は28日、適切な勤務管理を怠った結果、適応障害を発症したことを認め、府に請求通り全額の支払いを命じた。」と報道された事案について、大阪府が大阪地方裁判所から取得した判決文</p> <p>2. 原告：[REDACTED]、被告：大阪府である裁判に関する判決文</p> <p>3. 大阪地裁[REDACTED]事件に関する判決文</p>  |
| 公開しない理由                 | <p>当該請求は、別紙のとおり、文書の特定に何ら関係ない余事記載として「※なお、この行政文書公開請求は、府立泉大津高校の[REDACTED]（大阪府教育委員会の公開情報によれば Mobil [REDACTED]）の指示及び同[REDACTED]の絶賛によるものです」との文章を含んでいたものであるが、当該記載にかかる事実は処分庁の調査の結果一切存在しなかった。さらに請求者は、過去にこれら記載を公開等決定通知書に転記するよう求めている。請求者のこのような行動に鑑みれば、記載されている氏名の者があたかもそのような指示等を実際に行なったと誤認させうる記載は、請求文書の内容を問わず、記載されている氏名の者の社会的信用をことさらに低減させることが主な意図であると推認されるものであり、大阪府情報公開条例（以下、「条例」という。）前文に定める「知る権利の保障」という情報公開請求の趣旨から逸脱するものである。</p> <p>また、請求人が過去に開示請求した件数やその対応に要した作業時間が膨大であることから、実施機関の事務の遂行を停滞させる意図も窺われるところである。</p> <p>当該請求は、条例第4条に反する不適正請求と認められるため、当該請求を却下し、条例第13条第2項の規定に基づき非公開とする。</p> |
| 担当室・課（所）等               | 教育庁教職員室教職員人事課教員力向上支援グループ<br>(電話 06-6941-0351 内線 3450 )   |
| 備考                      |  |

受付番号第411号

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注： 「公開しないことと決定した行政文書」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。